

平成30年度

第3回八峰町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年9月11日（火）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 八峰町役場 大会議室

3. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	川村 由博	出	8	稲田 豊美	出
2	小沢 重博	出	9	佐藤 浩則	出
3	斉藤 晴子	出	10	森田 貞子	出
4	阿部 幸樹	出	11	菊地 文義	出
5	榮田 全稔	出	12	金平 練一	出
6	田村 政彦	出	13	佐々木 一雄	出
7	後藤 信孝	出			

□委員13名中13名出席により、本会は成立した。

4. 日 程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会務報告
日程第3	議案審議 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第5号 下限面積（別段の面積）について
日程第4	報告事項 農地法第18条第6項（合意解約）の規程による通知
日程第5	協議事項1 空き家に付属した農地の「別段の面積」の設定について
日程第6	協議事項2 建設課相談業務処理カードの取り扱いについて
日程第7	委員活動1 農地に該当しない旨の判断について
日程第8	委員活動2 平成30年度水稻作況調査兼農地パトロールについて
日程第9	その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部 克之
主事補 大塚 諒

6. 会議の内容 (時、午後1時30分)

事務局長 本日は、ご出席いただき、ありがとうございます。

農地パトロールでは、事務局が把握している以外に、何日も出務され、また報告書をまとめていただき、ありがとうございました。活動記録簿には、忘れずに記入しておくようお願いします。

まもなく定刻となりますので、携帯電話は、マナーモードか電源を切るなどの対応をお願いします。

ただ今から、第3回八峰町農業委員会総会を開会します。

本日は全員出席です。

それでは、佐々木会長より、ご挨拶と議事進行をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

西日本豪雨、台風、地震について
甲子園での農業高校の活躍について
体調管理について

議 長 それでは、議事日程に従いまして、進行させていただきます。

委員定数13名、本日は全員出席で、八峰町農業委員会会議規則第7条の規定による定足数に達しております。

日程第1の議事録署名委員の指名は慣例に倣い、本席より指名します。議事録署名委員には5番 榮田全稔委員と6番 田村政彦委員をお願いします。

日程第2の会務報告は、記載のとおりであります。

続いて、日程第3の議案審議に移ります。議案第4号「農地法3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明願います。

主 事 補 3ページの集計表をご覧ください。

無償所有権移転が1件、譲渡人・譲受人共に1人で、賃貸借権設定が3件、貸し手が3人・借り手が1人です。

(以下整理番号1番から4番までを朗読説明)

整理番号3番の農地に関しては、日程第4の報告事項に記載されている農地法3条による契約の解約後の農地になります。

議 長 議案第4号の説明が終了しました。整理番号1番について補足説明のできる

方をお願いします。

- 4 番 この土地は、もともと譲受人が耕作している農地で、昨年9月に亡くなった長男の所有でした。離婚した妻の長女が相続し、宮城県在住のため耕作できないので、祖母に戻すという事です。

事務局長 さらに補足ですが、先のことを申しますと譲受人が亡くなれば、また長男の娘である譲渡人に相続権が発生することになりますが、同居している譲受人の娘に生前一括贈与で農地全てを移動することにしていますので、その際はよろしく願いいたします。

議 長 質疑に入ります。何かありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 「なし」の声がありますので、整理番号1番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、本件については原案のとおり許可することに決定します。続いて整理番号2番から4番までは、農業委員会法第31条の議事参与の制限規定により、11番菊地文義委員は、暫時の間、退席してください。

（11番 菊地文義委員、退席）

整理番号2番から4番までは、関連がありますので、一括審議とします。何かありませんか。

事務局長 これは、菊地委員の耕作地の近くにある、いわゆる遊休農地で、それらを農地の出し手として掘り起し、契約に結びつけ、遊休農地を自ら解消するという事ですから、委員の鏡ともいえる活動だと思います。快くご許可くださるようお願いします。これも活動記録簿に記載できるものです。

議 長 他にありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 無いようなので、整理番号2番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、本件については、原案のとおり許可することに決定します。暫時休憩します

（11番 菊地文義委員、着席）

議 長 会議を再開します。

続いて、議案第5号 「下限面積（別段の面積）について」を議題とします。
事務局より説明願います。

主 事 補 八峰町における下限面積（別段の面積）について、議決事項を継続するとありますが、これは、6ページの下線部に記載されているとおり、行うものです。

内容は「泊川以北の地域において、別段の面積を10aに設定」することです。設定理由として、適切な利用を図る必要のある農地が相当程度存在し、かつ当該区域及びその周辺において、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないためです。

事務局長 設定理由は、次のページの農地法施行規則第17条第2項に該当しております。また下限面積とは、農地の貸し借り、売買をする上で最低限度所有していなければならない農地のことで、都府県では50aが要件となっています。

議 長 議案第5号の説明が終了しましたので、質疑に入ります。何かありませんか。

6 番 泊川以北とは、何処を指しているのですか。

事務局長 泊川より北側になります。

12 番 新規就農者の場合、要件はどうなるのですか。

事務局長 新規就農者の場合、泊川以北は10a、泊川より南側の場合は、50aが下限面積となります。

議 長 他にありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 無いようですので、本件について原案のとおり決定することに賛成の方は

挙手願います。

委員一同 （全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第5号 下限面積（別段の面積）については、原案のとおり決定します。

続いて日程第4の報告事項「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）については、議案第4号のときに説明していますので、割愛します。

日程第5 協議事項1 空き家に付属した農地の「別段の面積」の設定において、事務局より説明願います。

事務局長 「別段の面積」の要件緩和について、農地取得の50a要件が、泊川以北においては、10aに設定されていますが、空き家に付属した農地に限定して、10㎡を追加で設定する旨を、協議して頂きます。

理由として、都会に在住の人などが、八峰町の空き家を購入又は借りた場合、ほとんどが農家ではないため農地を購入することができません。しかし田舎暮らしに憧れている人は、畑作等に興味を持っているため、空き家の所有者から小さな面積を取得する場合でも、該当させる方法があれば、ぜひ耕作してもらいたい為です。

当町でも事例が発生し、空き家購入者が付属する農地も欲しい、という事でしたが、農家ではないため購入することができていません。また、この農地は面積も小さく道路もないため耕作に不向きな農地となっています。

（以下、議案書を朗読説明）

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

9 番 付属した農地の面積が大きい場合どうするのですか。

事務局長 農地を所有するかしないかは、本人次第になります。

6 番 八峰町空き家に付属した農地の別段面積等取扱基準に記載されている、取得農地を5年以上継続して耕作する旨の契約書に反した場合、ペナルティ等はあるのですか。

事務局長 農地を持った以上、耕作してもらわなければならないのですが、特にペナルティ等はありません。1年後に、車庫を建てたいと申請があった場合、概ね、3年程度は許可しない方針です。

議長 他にありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 それでは、本件について提案のとおり、次回の総会で決定することにご異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

議 長 それでは、協議事項1 空き家に付属した農地の「別段の面積」の設定については、提案のとおりとします。

続いて日程第6 協議事項2 建設課相談業務処理カードの取り扱いについて、事務局より説明願います。

事務局長 建設課から、耕作者の管理不良により大雨のたびに土砂が流出し、下流域の住民に迷惑が掛かっているため、解消して欲しいとの依頼がありました。

短時間豪雨により、熊野神社上部の畑から大量の土砂が流出し、休耕田の畦畔まで潰して畑にしているため、降雨による土砂流出が起きている状況が確認され、流出土砂の影響を受ける区域の住民が大変苦慮しているとのことです。

対応として、本人に現地立会を求め、大雨により土砂が流出しないよう、畦畔を設置するなどの処置を講じるようお願いしたいと思っています。また立会委員には会長と代理の他、委員1名をお願いしたと思います。

（以下、議案書を朗読説明）

議 長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

12 番 耕作者ではなく、所有者がほとんど耕作しているため、所有者にも立ち会を求めるべきではないでしょうか。

議 長 良いと思います。他にありませんか。

8 番 私も立会います。

議 長 他にありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 それでは、発言によってまとまったとおり、処理することよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議 長 続いて日程第7 委員活動1 農地に該当しない旨の判断について、事務局より説明願います。

事務局長 農地に該当しない旨の判断についてですが、「農地法の運用について」の一部が改正され、総会又は部会の議決を必ずしも必要ではない。とのことから、八峰町農業委員会では、8月から9月までの各班の利用状況調査の結果をもとに、B分類の農地を事務局で一覧表にし、「農地に該当しない旨の判断」で良いか、各班で再確認してもらいます。再確認後、「農地に該当しない旨の判断」報告書に署名・押印し会長に届けて頂き、総会では議決をせずに、次の総会で各班から提出された報告書写しを添付し報告とします。

（以下、議案書を朗読説明）

議 長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 それでは、記載のとおり取り扱うことで、宜しいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議 長 全員賛成ですので、記載のとおり取り扱うことに決定します。続いて日程第8 委員活動2 平成30年度水稻作況調査兼農地パトロールについて、事務局より説明願います。

事務局長 総会終了後、「水稻作況調査」兼「農地パトロール」を行います。各地区の標準的な圃場の推定収量と、周辺の状況を確認して下さい。併せて道路からの目視等により、違反転用の有無の調査もお願いします。

議 長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

委員一同 （なしの声あり）

議 長 それでは、記載のとおり実行することで、宜しいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議 長 全員賛成ですので、記載のとおり実行することに決定します。続いて日程
第9 その他の件について、委員の皆さまから何かありませんか。

委員一同 (なしの声あり)

議 長 無いようですので、事務局よりお願いします。

事務局長 次回の総会は、10月10日（木）午後1時30分からになります。

議 長 これで第3回農業委員会総会を閉じます。

(時、午後2時30分)

平成30年 9月11日

八峰町農業委員会議長（会長）

署名委員（5番）

署名委員（6番）